

令和 5 年度

大氣污染防治法施行狀況調查
(令和 4 年度実績)

令和 6 年 3 月

環境省 水・大気環境局
環境管理課環境汚染対策室

目 次

1. 届出状況.....	1
(1) ばい煙発生施設.....	1
(2) 揮発性有機化合物（V O C）排出施設	2
(3) 一般粉じん発生施設	3
(4) 特定粉じん発生施設	4
(5) 特定粉じん排出等作業.....	4
(6) 水銀排出施設	6
2. 規制事務実施状況.....	7
(1) 立入検査	7
(2) 行政処分	8
(3) 告発.....	8
(4) 勧告その他行政指導	9

【資料編】

令和4年度大気汚染防止法の施行状況について（概要）

環境省は、全国の都道府県及び大気汚染防止法施行令で定める市を対象に、令和4年度末現在における大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設、揮発性有機化合物排出施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、特定粉じん排出等作業、水銀排出施設に係る届出状況及び規制事務実施状況に関する施行状況について調査を行い、今般その結果を取りまとめました。

1. 届出状況

(1) ばい煙発生施設

ばい煙発生施設数の推移を表1及び図1に示す。

令和4年度末現在のばい煙発生施設数は201,568施設（81,318工場・事業場）で、令和3年度末より14,745施設減少している。特に、令和3年の大気汚染防止法施行令等の改正（令和4年10月1日施行）でボイラーの規模要件が変更になった影響もあり、ボイラーの施設数は114,950施設と令和3年度末より15,223施設減少している。

また、施設種類別のばい煙発生施設数及び割合は、表2に示すとおり、「ボイラー」が114,950施設（57.0%）と最も多く、次いで「ディーゼル機関」の43,277施設（21.5%）となっている。

表1 ばい煙発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気（注1）	電気・ガス・鉱山（注2）	
平成30年度	217,091	168,221	48,870	86,384
令和元年度	217,170	166,731	50,439	86,634
令和2年度	216,809	165,884	50,925	86,029
令和3年度	216,313	164,310	52,003	86,194
令和4年度	201,568	148,834	52,734	81,318

（注1）大気汚染防止法に係るばい煙発生施設

（注2）電気：電気事業法に係るばい煙発生施設、ガス：ガス事業法に係るばい煙発生施設、鉱山：鉱山保安法に係るばい煙発生施設

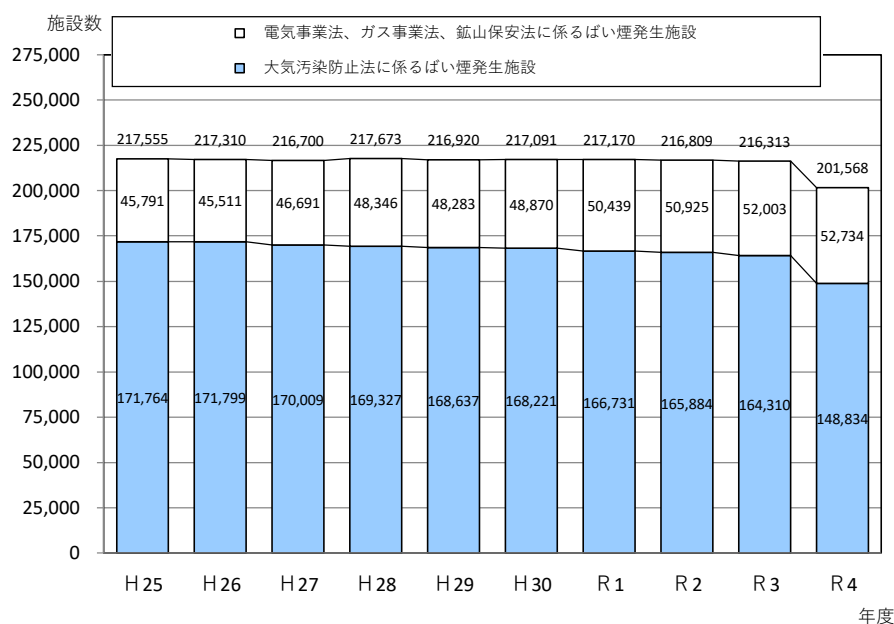


図1 ばい煙発生施設数の推移

表 2 施設種類別のばい煙発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
ボイラー	114,950	57.0
ディーゼル機関	43,277	21.5
ガスタービン	11,097	5.5
金属鍛造・圧延加熱・熱処理炉	7,249	3.6
乾燥炉	6,429	3.2
廃棄物焼却炉	4,352	2.2
金属溶解炉	3,662	1.8
ガス機関	3,010	1.5
その他	7,542	3.7
合計	201,568	100

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

VOC排出施設数の推移を表3及び図2に示す。

令和4年度末現在のVOC排出施設数は3,369施設（1,063工場・事業場）であり、令和3年度末より24施設減少している。施設種類別のVOC排出施設数及び割合は、表4に示すとおり、「印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設」が950施設（28.2%）と最も多く、次いで「塗装施設」が711施設（21.1%）となっている。

表 3 VOC排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気（注1）	電気・ガス・鉱山（注2）	
平成30年度	3,476	3,474	2	1,077
令和元年度	3,504	3,502	2	1,080
令和2年度	3,434	3,432	2	1,082
令和3年度	3,393	3,391	2	1,070
令和4年度	3,369	3,367	2	1,063

（注1）大気汚染防止法に係るVOC排出施設

（注2）電気：電気事業法に係るVOC排出施設、ガス：ガス事業法に係るVOC排出施設、鉱山：鉱山保安法に係るVOC排出施設

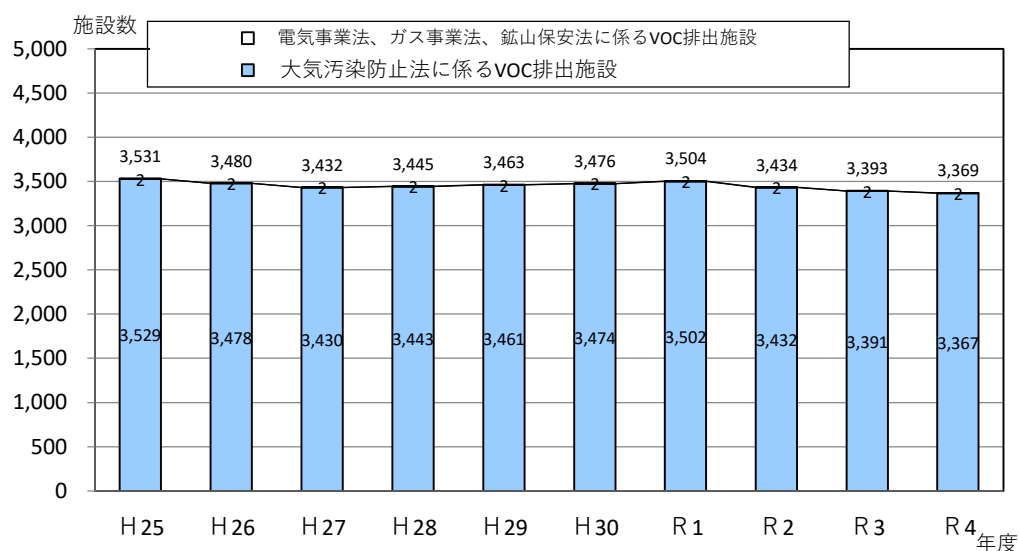


図 2 VOC排出施設数の推移

表 4 施設種類別のVOC排出施設数及び割合

施設種類	施設数	割合 (%)
印刷回路用銅張積層板、粘着テープ若しくは粘着シート、はく離紙又は包装材料の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	950	28.2
塗装施設	711	21.1
塗装の用に供する乾燥施設	431	12.8
印刷の用に供する乾燥施設（グラビア印刷に係るものに限る）	327	9.7
VOCを溶剤として使用する化学製品の製造の用に供する乾燥施設	238	7.1
接着の用に供する乾燥施設	236	7.0
ガソリン、原油、ナフサその他の温度 37.8 度において蒸気圧が 20 キロパスカルを超える VOC の貯蔵タンク	196	5.8
工業の用に供する VOC による洗浄施設	192	5.7
印刷の用に供する乾燥施設（オフセット輪転印刷に係るものに限る）	88	2.6
合 計	3,369	100

(3) 一般粉じん発生施設

一般粉じん発生施設数の推移を表 5 及び図 3 に示す。

令和 4 年度末現在の一般粉じん発生施設数は 70,923 施設（11,148 工場・事業場）であり、令和 3 年度末より、303 施設減少している。また、施設種類別の一般粉じん発生施設数及び割合は表 6 に示すとおり、「コンベア」が 40,983 施設（57.8%）と最も多く、次いで「堆積場」が 13,382 施設（18.9%）となっている。

表 5 一般粉じん発生施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気（注 1）	電気・ガス・鉱山（注 2）	
平成 30 年度	70,399	64,899	5,500	10,671
令和元年度	70,103	64,804	5,299	10,742
令和 2 年度	70,869	65,655	5,214	10,868
令和 3 年度	71,226	66,025	5,201	10,967
令和 4 年度	70,923	65,739	5,184	11,148

（注 1）大気汚染防止法に係る一般粉じん発生施設

（注 2）電気：電気事業法に係る一般粉じん発生施設、ガス：ガス事業法に係る一般粉じん発生施設、鉱山：鉱山保安法に係る一般粉じん発生施設

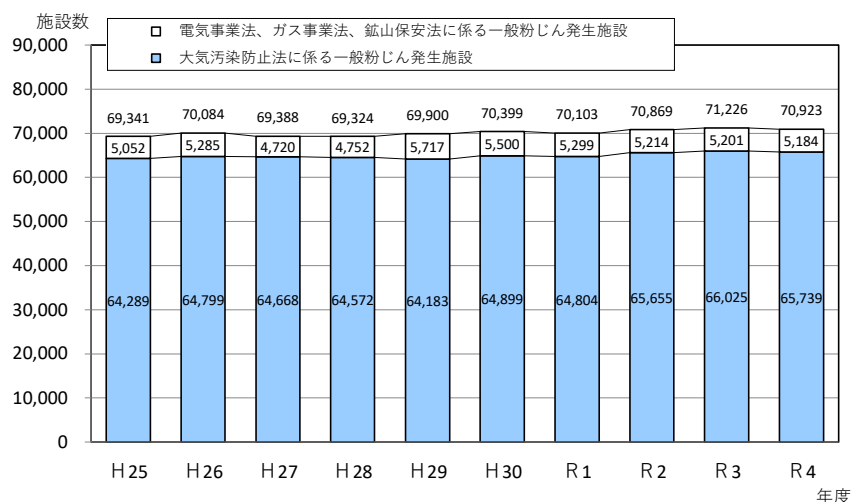


図 3 一般粉じん発生施設数の推移

表6 施設種類別の一般粉じん発生施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
コンベア	40,983	57.8
堆積場	13,382	18.9
破碎機・摩砕機	9,883	13.9
ふるい	6,597	9.3
コークス炉	78	0.1
合計	70,923	100

(4) 特定粉じん発生施設

平成18年度末に6施設あった特定粉じん※発生施設は、平成19年度末までに全て廃止されている。

※ 特定粉じんとは石綿（アスベスト）をいう。

(5) 特定粉じん排出等作業

令和4年度の事前調査結果報告件数を表7に示す。報告件数の合計は618,246件であり、うち、建築物に係るものが571,242件、工作物に係るものが59,213件となっている。

また、届出対象特定工事※に係る特定粉じん排出等作業（以下、「届出対象特定粉じん排出等作業」という。）実施件数の推移を表8及び図4に示す。令和4年度における届出対象特定粉じん排出等作業の実施件数は12,698件であり、令和3年度よりも1,487件増加している。また、作業の種類別の実施件数及び割合は表9に示すとおり、「改造・補修作業（かき落とし、切断、破碎又はその他の方法により除去）」が6,071件と最も多くなっており、除去した特定建築材料の種類は、表10に示すとおり主に「吹付け石綿」、「石綿含有保温材」となっている。

※ 届出対象特定工事とは、特定粉じんを多量に発生する等の原因となる特定建築材料（吹付け石綿、石綿を含む断熱材・保温材・耐火被覆材）が使用されている建築物等の解体等工事をいう。

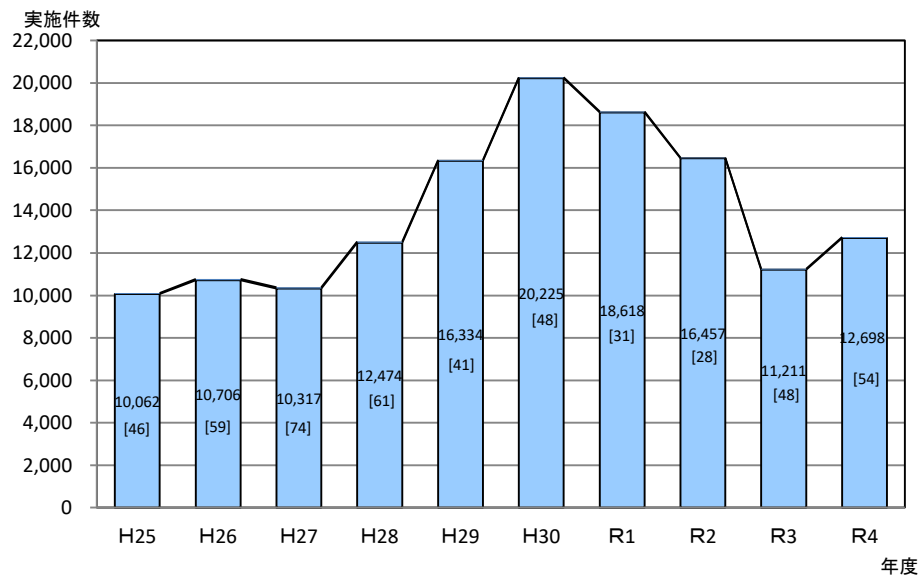
表7 事前調査結果報告件数

年度	報告件数	うち建築物	うち工作物
令和4年度	618,246	571,242	59,213

（注）建築物と工作物の両方に係る解体等工事を行う場合があるため、うち数の合計が報告件数を上回る場合がある。

表 8 届出対象特定粉じん排出等作業実施件数の推移

年度	実施件数		
	全件数	通常の解体工事等に係るもの	災害その他非常事態の発生によるもの
平成 30 年度	20,225	20,177	48
令和元年度	18,618	18,587	31
令和 2 年度	16,457	16,429	28
令和 3 年度	11,211	11,163	48
令和 4 年度	12,698	12,644	54



(注) []内は「災害その他非常の事態によるもの」の実施件数を示す。

図 4 届出対象特定粉じん排出等作業実施件数の推移

表 9 作業の種類別の届出対象特定粉じん排出等作業実施件数及び割合

種 類	件数	割合 (%)
改造・補修作業（かき落とし、切断、破砕又はその他の方法により除去）	6,071	46.9
解体作業	4,584	35.4
解体作業のうち、石綿を含有する断熱材、保温材、耐火被覆材を掻き落とし、切断、又は破砕以外の方法で除去する作業	1,729	13.4
改造・補修作業（囲い込み又は封じ込め）	555	4.3
解体作業のうち、あらかじめ特定建築材料を除去することが困難な作業	4	0.0
合 計	12,943 (12,698)	100

(注) ()内は作業の重複を除いた場合の実施件数を示す。

表 10 除去した特定建築材料の種類別の届出対象特定粉じん排出等作業実施件数

種 類	実施件数
	※（ ）内は前年度の実績
吹付け石綿	5,069(4,602)
石綿含有断熱材	1,514(1,500)
石綿含有保温材	4,549(4,143)
石綿含有耐火被覆材	2,251(1,515)

（備考）1回の届出対象特定粉じん排出等作業において、複数の建材を除去する場合があるため、建材ごとに示した実施件数の合計は届出対象特定粉じん排出等作業の実施件数と一致しない。

（6）水銀排出施設

水銀排出施設数の推移を表 11 及び図 5 に示す。

令和 4 年度末現在の水銀排出施設は 4,438 施設（2,477 工場・事業場）であり、令和 3 年度末よりも 60 施設減少している。また、施設種類別の水銀排出施設数及び割合は、表 12 に示すとおり、「廃棄物焼却炉」が 3,954 施設（89.1%）と最も多く、次いで「石炭燃焼ボイラー」の 154 施設（3.5%）となっている。

表 11 水銀排出施設数の推移

年度	届出施設数			届出施設を設置している工場・事業場数
	全施設	大気 ^{（注 1）}	電気・ガス・鉱山 ^{（注 2）}	
平成 30 年度	4,529	4,265	264	2,543
令和元年度	4,588	4,301	287	2,616
令和 2 年度	4,542	4,253	289	2,557
令和 3 年度	4,498	4,206	292	2,515
令和 4 年度	4,438	4,153	285	2,477

（注 1）大気汚染防止法に係る水銀排出施設

（注 2）電気：電気事業法に係る水銀排出施設、ガス：ガス事業法に係る水銀排出施設、鉱山：鉱山保安法に係る水銀排出施設

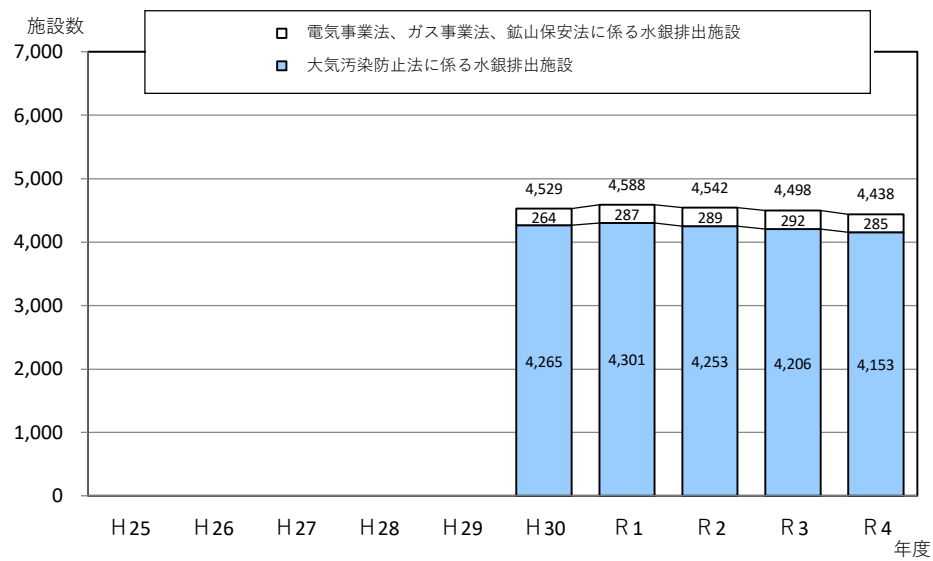


図5 水銀排出施設数の推移

表12 施設種類別の水銀排出施設数及び割合

施設名	施設数	割合 (%)
廃棄物焼却炉	3,954	89.1
石炭燃焼ボイラー	154	3.5
二次施設（銅、鉛又は亜鉛）	113	2.5
小型石炭混焼ボイラー	107	2.4
セメントの製造の用に供する焼成炉	59	1.3
一次施設（銅又は工業金）	36	0.8
一次施設（鉛又は亜鉛）	9	0.2
水銀回収施設	6	0.1
二次施設（工業金）	0	0.0
合計	4,438	100

2. 規制事務実施状況

(1) 立入検査

立入検査を実施した工場・事業場数等の推移を表13に示す。

令和4年度に都道府県等が立入検査を実施した工場・事業場数等は50,991件であり、その内訳は、「特定粉じん排出等作業場」に対するものが39,335件と最も多く、次いで「ばい煙発生施設設置工場・事業場」に対するものが8,620件となっている。

特に「特定粉じん排出等作業場」は、令和4年4月1日から事前調査結果の報告制度が始まったこともあり、令和3年度より15,788件増加している。

表 13 立入検査を実施した工場・事業場数等の推移

区分	平成 30 年度	平成元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
ばい煙発生施設設置工場・事業場	12,785	12,529	9,212	8,707	8,620
揮発性有機化合物排出施設設置工場・事業場	518	593	429	434	455
一般粉じん発生施設設置工場・事業場	1,797	1,858	1,604	1,543	1,391
特定粉じん排出等作業場 ^(注1)	27,243	27,032	22,652	23,547	39,335
水銀排出施設設置工場・事業場	1,690	1,727	1,345	1,282	1,179
特定施設 ^(注2) 設置工場・事業場	4	6	2	7	11
合計	44,037	43,745	35,244	35,520	50,991

(注1) 特定粉じん排出等作業場には、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係るものの件数も含まれる。

(注2) 特定施設とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設をいう。

(2) 行政処分

行政処分を実施した施設数等の推移を表 14 に示す。

令和 4 年度に都道府県等が実施した行政処分は 0 件であった。

表 14 行政処分を実施した施設数等の推移

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
計画変更命令等施設数（ばい煙発生施設）	0	0	0	0	0
計画変更命令作業場数（特定粉じん排出等作業）	0	0	0	0	0
計画変更命令等施設数（水銀排出施設）	0	0	0	0	0
改善命令又は一時停止命令施設数 （ばい煙発生施設）	0	0	0	0	0
改善命令又は一時停止命令施設数 （揮発性有機化合物排出施設）	0	0	0	0	0
基準適合命令又は一時停止命令施設数 （一般粉じん発生施設）	0	0	0	0	0
作業基準適合命令又は一時停止命令作業場数 （特定粉じん排出等作業）	1	2	0	2	0
改善命令又は基準適合命令施設数（水銀排出施設）	0	0	0	0	0
事故時の措置命令施設数（特定施設） ^(注1)	0	0	0	0	0
その他命令施設数	0	0	0	0	0
合計	1	2	0	2	0

(注1) 特定施設とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設をいう。

(3) 告発

令和 4 年度に都道府県等が行った排出基準違反、改善命令違反等の告発件数は 0 件であった。

(4) 勧告その他行政指導

勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移を表 15 に示す。

令和 4 年度に都道府県等が行政指導を実施した施設数等は 19,472 件であり、その内訳は、「特定粉じん排出等作業場」が 15,895 件と最も多く、次いで、「ばい煙発生施設」が 2,698 件となっている。特に「特定粉じん排出等作業場」は、令和 4 年 4 月 1 日から事前調査結果の報告制度が始まったこともあり、令和 3 年度よりも 8,014 件増加と約倍増している。

また、ばい煙発生施設に対する行政指導を実施した施設数のうち、ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る推移を表 16 に示す。令和 4 年度の「ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数」は 411 件であり、「改善が確認された施設数」は 152 件であった。なお、これらの行政指導の事例の中には、指導をした翌年度以降に改善を確認している事例等が含まれている。

表 15 勧告その他の行政指導を実施した施設数等の推移

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
季節による燃料使用量基準適合勧告施設数 ^(注 1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
SOx 指定地域内燃料使用量基準適合勧告工場・事業場数 ^(注 1) (ばい煙発生施設)	0	0	0	0	0
行政指導施設数 (ばい煙発生施設)	3,885	4,848	3,409	3,175	2,698
行政指導施設数 (揮発性有機化合物排出施設)	112	134	108	83	115
行政指導施設数 (一般粉じん発生施設)	681	1,072	703	686	621
行政指導作業場数 (特定粉じん排出等作業場) ^(注 2)	5,658	5,986	4,679	7,881	15,895
改善勧告施設数 (水銀排出施設)	0	0	0	2	0
行政指導施設数 (水銀排出施設)	316	235	169	192	141
行政指導施設数 (特定施設) ^(注 3)	5	2	1	5	2
行政指導施設数 (指定物質排出施設) ^(注 4)	0	0	0	0	0
合計	10,657	12,277	9,069	12,024	19,472

(備考) 文書によるものだけでなく、口頭その他の方法による行政指導も含まれている。

(注 1) 法に基づく勧告である。

(注 2) 特定粉じん排出等作業場については、特定粉じん排出等作業以外の解体等工事の作業場に係る件数も含まれる。

(注 3) 特定施設とは、物の合成、分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして政令で定めるもの（アンモニア等 28 物質）を発生する施設をいう。

(注 4) 指定物質排出施設とは、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンを排出し、又は飛散させる施設で施行令別表第 6（附則第 4 項関係）に係る施設をいう。

表 16 ばい煙量等の測定、記録及び保存等に係る行政指導を実施した施設数の推移

区分	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
未測定による指導	588 (217)	652 (251)	474 (187)	364 (148)	369 (126)
測定結果の未記録による指導	0 (0)	9 (2)	0 (0)	3 (0)	4 (1)
測定結果の未保存による指導	31 (19)	41 (19)	37 (19)	22 (6)	37 (25)
記録の記載誤り	24 (23)	1 (0)	4 (1)	1 (1)	1 (0)
虚偽の記録	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
合計	643 (259)	703 (272)	515 (207)	390 (155)	411 (152)

(注) () 内は改善が確認された施設数

【 資 料 編 】

【資料編】

目 次

1 届出件数

(1) ばい煙発生施設

表 1.1	年度別・施設種類別—全国	1
表 1.2	届出種類別・施設種類別—全国	2
表 1.3	届出種類別・都道府県市別	3
表 1.4	施設種類別・都道府県市別	6

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

表 2.1	年度別・施設種類別—全国	18
表 2.2	届出種類別・施設種類別—全国	19
表 2.3	届出種類別・都道府県市別	20
表 2.4	施設種類別・都道府県市別	23

(3) 一般粉じん発生施設

表 3.1	年度別・施設種類別—全国	26
表 3.2	届出種類別・施設種類別—全国	27
表 3.3	届出種類別・都道府県市別	28
表 3.4	施設種類別・都道府県市別	31

(4) 特定粉じん排出等作業

表 4.1	事前調査結果報告件数 年度別—全国	34
表 4.2	事前調査結果報告件数 都道府県市別	35
表 4.3	事前調査結果報告件数 都道府県市別・建材別	38
表 4.4	年度別・作業種類別—全国	41
表 4.5	作業種類別・都道府県市別	42
表 4.6	特定建築材料種類別・作業の種類別—全国	45
表 4.7	特定建築材料種類別・都道府県市別	46

(5) 水銀排出施設

表 5.1	年度別・施設種類別—全国	49
表 5.2	届出種類別・施設種類別—全国	50
表 5.3	届出種類別・都道府県市別	51
表 5.4	施設種類別・都道府県市別	54

2 規制事務実施状況

(1) ばい煙発生施設

①立入検査・勧告その他行政指導件数

表 6.1 年度別ー全国	57
--------------	----

表 6.2 行政指導施設数 都道府県市別	58
----------------------	----

(a) 大気汚染防止法に係る施設

表 6.3 都道府県市別	61
--------------	----

表 6.4 立入検査実施件数 年度別・都道府県市別	64
---------------------------	----

(b) 電気事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係るばい煙発生施設

表 6.5 都道府県市別	67
--------------	----

②ばい煙量等測定件数・都道府県市別

表 6.6 大気汚染防止法に係るばい煙発生施設	70
-------------------------	----

表 6.7 電気事業法に係るばい煙発生施設	73
-----------------------	----

表 6.8 ガス事業法に係るばい煙発生施設	76
-----------------------	----

表 6.9 鉱山保安法に係るばい煙発生施設	79
-----------------------	----

(2) 揮発性有機化合物（VOC）排出施設

①立入検査・その他行政指導件数

表 7.1 年度別ー全国	82
--------------	----

表 7.2 行政指導施設数 都道府県市別	83
----------------------	----

(a) 大気汚染防止法に係る施設

表 7.3 都道府県市別	86
--------------	----

表 7.4 立入検査実施件数 年度別・都道府県市別	89
---------------------------	----

(b) 電気事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係る施設

表 7.5 都道府県市別	92
--------------	----

②揮発性有機化合物濃度測定件数 都道府県市別

表 7.6 大気汚染防止法に係る施設	95
--------------------	----

表 7.7 電気事業法に係る施設	96
------------------	----

表 7.8 ガス事業法に係る施設	97
------------------	----

表 7.9 鉱山保安法に係る施設	98
------------------	----

(3) 一般粉じん発生施設

立入検査・その他行政指導件数

表 8.1 年度別ー全国	99
--------------	----

表 8.2 行政指導施設数 都道府県市別	100
----------------------	-----

(a) 大気汚染防止法に係る施設

表 8.3 都道府県市別	103
--------------	-----

表 8.4 立入検査実施件数 年度別・都道府県市別	106
---------------------------	-----

(b) 電気事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係る施設

表 8.5 都道府県市別	109
--------------	-----

(4) 特定粉じん排出等作業

立入検査・その他行政指導件数

表 9.1 年度別ー全国	112
表 9.2 都道府県市別	113
表 9.3 立入検査実施件数 年度別・都道府県市別	116
表 9.4 行政指導作業場数 都道府県市別	119

(5) 水銀排出施設

①立入検査・勧告その他行政指導件数

表 10.1 年度別ー全国	125
表 10.2 行政指導施設数 都道府県市別	126

(a) 大気汚染防止法に係る施設

表 10.3 都道府県市別	129
表 10.4 立入検査・勧告その他行政指導件数 年度別・都道府県市別	132

(b) 電気事業法・ガス事業法・鉱山保安法に係る施設

表 10.5 都道府県市別	135
---------------	-----

②水銀濃度測定件数 都道府県市別

表 10.6 大気汚染防止法に係る施設	138
表 10.7 電気事業法に係る施設	139
表 10.8 ガス事業法に係る施設	140
表 10.9 鉱山保安法に係る施設	141

(6) 特定施設

立入検査・勧告その他行政指導件数

表 11.1 年度別ー全国	142
表 11.2 都道府県市別	143
表 11.3 立入検査実施件数 年度別・都道府県市別	146

(7) 指定物質排出施設

勧告その他行政指導件数

表 12.1 年度別ー全国	149
表 12.2 都道府県市別	150

(8) 事故時の措置（法第 17 条）に係る施設（ばい煙発生施設及び特定施設）

表 13.1 事故時の通報件数 年度別・都道府県市別	151
表 13.2 法第 17 条における行政指導施設数 都道府県市別	154

(参考) 令和 4 年度末時点の都道府県、政令指定都市、中核市、特定特例市、
大気汚染防止法に定める政令市・特例市 157